令和3年度5月補正予算(知事専決処分)の概要

【補正規模】

· 現計予算額

• 今回補正予算額

5月補正後予算額(①+②)

(単位:百万円)

874,785 (1)

354 (2)

875,139

(財源内訳) 国庫3

国庫支出金 315(※)

諸収入 39(調整中)

※うち地方創生臨時交付金 315

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある



参考:新型コロナウイルス感染症対策に係る予算化の状況

R元~2年度 累計予算額

1,764億円

+

R3年度 現計予算額

913億円

+

今回補正額

4億円

累計予算額

2,681億円

<u>令和元年度</u>

(単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※)
2月補正2(2/28専決)	2,504	4
3月補正1(3/9専決)	2,527	27
3月補正2(3/18専決)	533	35
3月補正3(3/25専決)	243	97
計	5,808	164

<u></u>	<u>和</u>	2	年	皮

(単位:百万円)

<u> </u>		
	補正予算額	一般財源(※)
4月補正	23,570	807
5月補正1(5/1専決)	6,956	▲ 230
5月補正2(5/20専決)	9,127	9
6月補正	6,680	▲ 514
6月補正(追号)	31,219	A 0
7月補正1(7/2専決)	3,127	_
8月補正1	35,511	252
8月補正2(8/21専決)	551	_
9月補正	13,344	8
11月補正	7,796	174
12月補正1(12/18専決)	222	_
12月補正2(12/29専決)	1,894	_
1月補正1(1/11専決)	2,803	_
1月補正2(1/15専決)	13,312	_
2月補正(2/5専決)	2,036	_
2月補正	18,274	1,619
2月補正(別冊)	3,172	_
3月補正(3/30専決)	▲ 8,983	_
計	170,609	2,123

亼	4 n	2	左	曲
T	ΛΠ	J	年	兦

(単位:百万円)

	補正予算額	
	無正	一般財源(※)
当初予算	81,648	1,435
4月補正1(4/16専決)	8,167	-
4月補正2(4/28専決)	1,504	-
5月補正(5/5専決)	354	_
計	91,673	1,435
計	91,673	1,435

R元~3年度累計(単位:百万円)累計268,0913,722

営業時間短縮要請に伴う事業者支援

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

予算額3億54百万円(一)

営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

- 県は、<u>有明保健所管内市町</u>の酒類を提供する飲食店等に対して、<u>営業時間短縮を5月6日(木)から5月19日(水)</u> まで要請
- 〇 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた事業者に対して、<u>売上規模に応じ一日あたり2.5万円〜20万円の協力</u> - 金を支給

<要請の概要>

1 内容:

<u>営業時間を21時までに短縮すること</u> (酒類オーダーストップ。は20:30まで)

2 対象者:

酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店を 21時以降も営業する者

(キャバクラ、ホストクラブなど接待を伴う飲食店やバー、居酒屋 に加え、酒類を提供する一般的な飲食店やカラオケ店等)

- 3 区域: 荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、 長洲町、和水町 (計:約500店)
- 4 期間:5月6日(木)~5月19日(水)(14日間)

<協力金>

1 コールセンター: <u>096-333-2828</u> 096-213-7090

 平日
 ⇒ 9:00~17:00

・5月9日までの土日・祝日

 $\Rightarrow 9:00 \sim 17:00$

・5月15日以降の土日・祝日 ⇒ 休み

2 申請期間(予定):

•5月20日(木)~6月30日(水)

※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を 変更する可能性があります

<見回り>

熊本市中心部と同様に飲食店等に対して 実地調査を実施

<協力金算定方法>

<u>·中小企業等(売上高方式)</u>

※1日あたりの売上高 前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された 5月の売上高÷31日

前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間:~約3,000万円)	2万5,000円
8万3,333円~25万円	前年度又は前々年度の
(年間:約3,000万円~約1億円)	1日あたりの売上高の3割
25万円以上 (年間:1億円~)	7万5,000円



·大企業(売上高減少方式) ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※ 上限額:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方

※1日あたりの売上高減少額

(前年度又は前々年度の5月6日~5月19日の売上高 - 今年度の同期間の売上高)÷14日

く申請方法> 電子申請(紙申請も併用)

- ※時短要請区域の追加に伴い増額補正(4月28日専決分15億4百万円 合計18億58百万円)
- ※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用しつつ、 市町と連携して事業を実施(協力金負担割合:国8/10、県1/10 □□ナ臨時交付金)、市町1/10)

参考:対象区域

